



Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業の 詳細要件（案）

令和8年2月時点

※あくまでも現時点での案であり、公募開始時には変更している可能性があります。

地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室



Scope3の 카테고리 開放について

- 令和7年度では支援対象となるScope3の 카테고리 が限られていたが、令和8年度からすべての 카테고리 を対象とする。

令和7年度事業における支援対象 카테고리

1	購入した製品・サービス	応募可能
2	資本財	×
3	Scope1,2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	×
4	輸送、配送（上流）	応募可能
5	事業活動から出る廃棄物	応募可能
6	出張	×
7	雇用者の通勤	×
8	リース資産（上流）	×
9	輸送、配送（下流）	応募可能
10	販売した製品の加工	×
11	販売した製品の使用	×
12	販売した製品の廃棄	応募可能
13	リース資産（下流）	×
14	フランチャイズ	×
15	投資	×



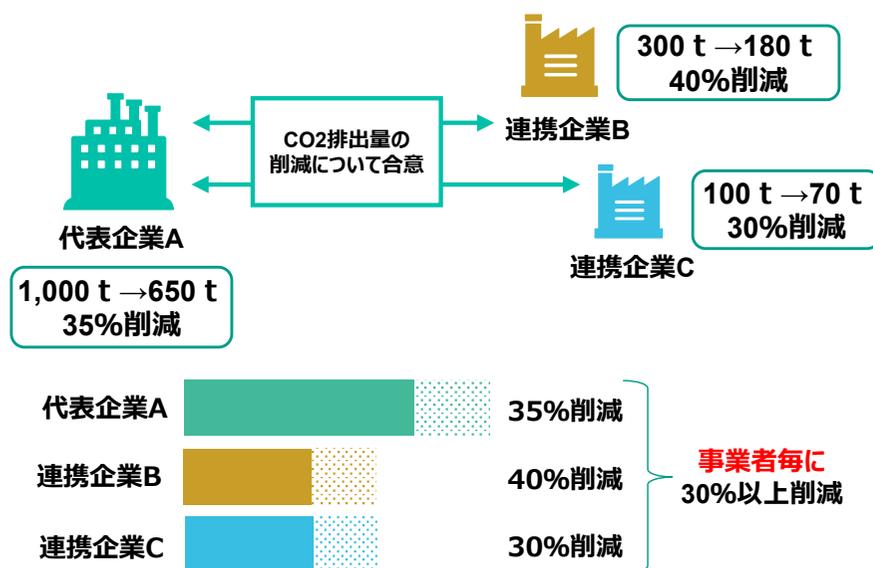
令和8年度から
全 카테고리 を支援対象

CO2削減率の要件について

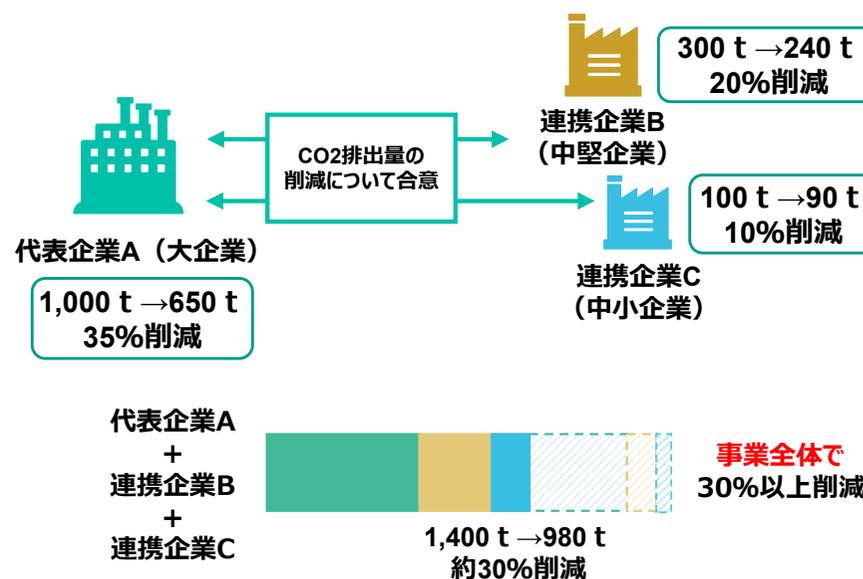
- 令和7年度では事業者毎にCO2削減率30%以上を要件としていたが、令和8年度では事業全体におけるCO2削減率30%はそのままで事業者の規模ごと（大企業・中堅企業・中小企業）の要件を設定。

	令和7年度	令和8年度
算定範囲	各事業者毎	代表企業 + 連携企業（事業全体）
削減率	30%削減	30%削減 ただし、大企業 : 30%削減 中堅企業 : 20%削減 中小企業 : 10%削減を満たすこと

■ 令和7年度



■ 令和8年度



連携企業数の要件について（中堅・中小企業）

- 連携企業数の要件について、中堅・中小企業が代表企業の場合の要件を新たに設定。

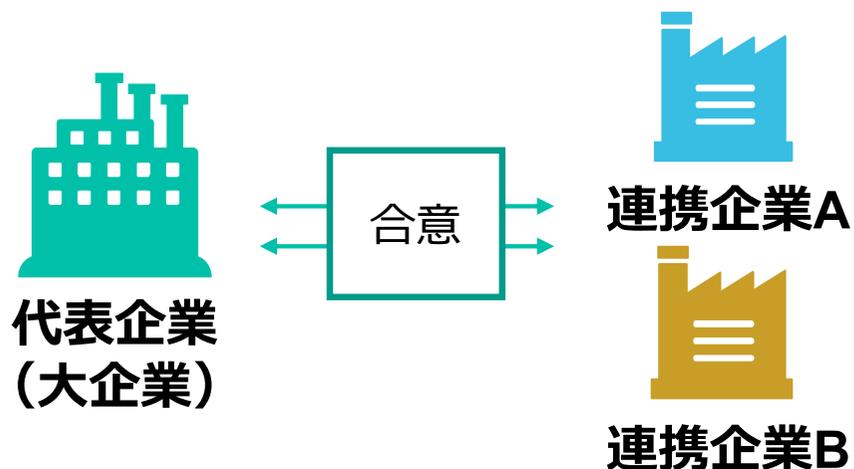
[令和7年度] 代表企業1者 + 連携企業2者

[令和8年度] 大企業が代表企業の場合は、代表企業1者 + 連携企業2者（変更なし）

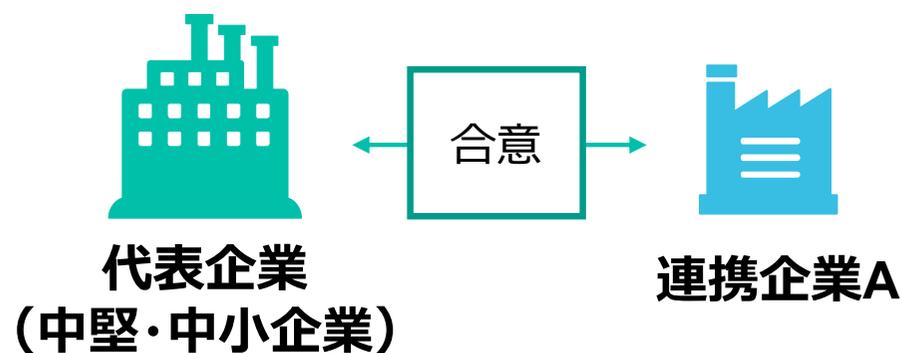
中堅・中小企業が代表企業の場合は、代表企業1者 + 連携企業1者

※設備更新は連携企業のみでも可

- 代表企業が大企業の場合（変更なし）
代表企業1者 + 連携企業2者



- 代表企業が中堅・中小企業の場合
代表企業1者 + 連携企業1者



■ 燃料・エネルギー供給設備機器の取扱いについて

→これまでは、燃料・エネルギー供給設備機器はエネルギー使用設備機器の付属設備として導入する場合のみ補助対象としていましたが、令和8年度当初予算では、**燃料転換に併せた燃料・エネルギー供給設備機器の導入のみでも補助対象**とします。

※ただし、削減率や費用対効果等の要件を満たす必要があります。

■ 更新設備の能力について

→これまでは、更新後の設備は既存設備と同程度以下の能力・出力である必要がありましたが、令和8年度当初予算では**ある程度の能力増加でもCO2削減が見込めるようであれば認める**こととします。

